

許可申請から工事完了までの流れ

 法改正により**R7.4.1**から必要となった手続

許可申請前

土地所有者等の同意

- 盛土等を行う土地の所有者等全員の同意が必要

周辺住民への事前周知

- 周辺地域の住民に対して、説明会の開催等により工事内容を周知
(その他の例：工事内容を記載した書面の配布、工事内容の掲示及びインターネットによる公開)

許可申請

許可基準への適合

(審査基準)

- 災害防止のための安全基準に適合すること
- 必要な資力・信用を有すること
- 工事施行者が必要な能力を有すること
- 土地の所有者等の全員の同意を得ていること

赤字：法改正により**R7.4.1**から必要となった手続

■標準処理期間*(審査期間の目安)
宅地造成及び特定盛土等：**30日間**
土石の堆積：**14日間**

※標準処理期間は追加資料等の提出に要する期間や資料等の修正に要する期間を含みません

工事着手

現場での標識掲出

- 工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示

定期報告

- 工事の施工状況について、数カ月ごとに報告
※一定規模以上の盛土・切土、一時堆積に適用

中間検査

- 工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査（例：排水施設の設置）
※一定規模以上の盛土・切土に適用、土石の堆積は検査対象外

擁壁の工程検査

- 一定の工程ごとに現地検査（例：擁壁の基礎や基礎及び壁体配筋など）
※土石の堆積は検査対象外

工事完了

完了検査

- 安全基準への適合について現地検査（例：盛土の形状、擁壁の強度など）